

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(定義等)

第 1 条 この規定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項に第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 法人は役員が理事会、評議員が評議員会に出席したときには、1 回 3000 円の報酬を支給する。また監事が監査に出席したときには、1 回 5000 円の報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 3 条 当法人の職員を兼務し職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 役員・評議員に対する報酬は、当会議に出席した都度支給する。ただしテレビ会議での参加の場合は、翌月 10 日に本人名義の指定された口座に振り込むこととする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(理事会及び評議員会の出席)

第 5 条 役員が理事会及び監査に出席したとき及び評議員が評議員会に公共の交通機関あるいは介護タクシーを利用された場合に限り、交通費として実費を支払うことができる。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

1 この規定は、2020 年 8 月 24 日（評議員会の議決日）から施行